



学校における新型コロナウイルス感染症  
に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～

(2020.6.16 Ver.2)



文部科学省

## ○次亜塩素酸水の噴霧について

・次亜塩素酸水の噴霧器の使用については、その有効性及び安全性は明確になっているとは言えず、学校には健康面において様々な配慮を要する児童生徒等がいることから、児童生徒等がいる空間で使用しないでください。

(※2020年6月4日付の事務連絡書面より)

様々な検証より、

「噴霧しないでください。」から「よく吟味し、使用について判断するようお願いいたします。」へ変更されましたきはしないようにします。

- ・次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないでください。
- ・製品の使用上の注意を熟読の上、正しく取り扱ってください。

## ○次亜塩素酸水の噴霧について

- ・「次亜塩素酸水」を消毒目的で有人空間に噴霧することは、その有効性、安全性ともに、メーカー等が工夫して評価を行っていますが、確立された評価方法は定まっていないと言われています。メーカーが提供する情報、厚生労働省などの関係省庁が提供する情報、経済産業省サイトの「フアクトシート」などをよく吟味し、使用について判断するようお願いいたします。なお、児童生徒等の中には健康面において様々な配慮が必要な者がいることから、使用に当たっては、学校医、学校薬剤師等から専門的な助言を得つつ、必要性や児童生徒等に与える健康面への影響について十分検討して下さい。

## ○新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

- ・効果が確認された界面活性剤を使用している洗剤のリストが独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページで公開されています。  
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)
- ・使用する際には、経済産業省及びNITEが作成したパンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」を参考としてください。( <https://www.nite.go.jp/data/000109484.pdf> )

## 2) 感染者が発生した場合の消毒について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品(当該感染者が高頻度で触った物品)を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った